

情 個 審 答 申 第 1 1 号

平成 2 8 年 1 月 2 8 日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 高 木 絹 子

熊本市情報公開条例第 1 7 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 7 年 3 月 9 日付け、平成 2 6 年度諮問第 1 3 号で諮問を受けました下記の不服申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

熊本市西区の施設に新設された L P G タンクの供給管及び設置位置が、法令等に規定する基準を満たしていることが確認できる資料等の開示請求拒否決定に対する不服申立てについて



別 紙

諮問第13号

答 申

### 第1 審議会の結論

熊本市消防長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

### 第2 不服申立ての経緯

本件不服申立ては、不服申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、次の文書等を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

- 1 熊本市西区の施設に新設されたLPGタンクについて、供給管の埋設位置が「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」又は他の例規等を遵守していることがわかる資料等
- 2 供給管に、内部の液化物を排除することができる措置を講じてあるかがわかる資料、措置が講じられていない場合には、措置を講じていないにも関わらず安心安全であることがわかる資料等
- 3 飲料給水槽に近接してLPGタンクを設置してもよいとする根拠等のわかる資料等

### 第3 申立人の主張の趣旨

申立人が、不服申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

文書等開示請求拒否決定通知書（消総発第311号）を受領し、請求拒否の理由は「熊本市情報公開条例第11条第2号に該当（理由）2. 当該請求に係る文書等は存在しないため。【参考】敷地内配管図等については、文書等開示決定通知書（平成26年8月1日付け消総発第247号）添付の『液化石油ガス設置工事届出書』を御参照ください。」となっていた。しかし、受領した敷地内配管図は、LPGタンク設置位置から本館建物までの供給配管理設位置がザラ紙交付資料図であり、ルートもわからず、9月30日に「文書等開示請求拒否決定通知書・消総発第311号」受領の時、熊本市情報プラザに於て、情報プラザ担当者立会いのもと、供給配管理設位置ルートの線上に黄色ペイントの掲示を要求し、初めて石垣崖っぷちを辿って配管供給されているルートが鮮明に判明した。途中ぶちきれたルートについては、はっきりわからないとの事であったので、直接審査して頂きたい。

この時の供給管理設ルートを見ても、石垣崖っぷちの真上を辿って本館建物に配管理設されている事が、市民等のあんぜん安心を守る責務を担う市消防局担当者が指し示し

た供給管ルートを見ても、この法律施行規則第十八条十三に、明らかに抵触した供給管埋設のルートであり、熊本市消防局がこの法律等を遵守するのであれば、不存在はあり得ない。ただ、不服だけを述べているのではなく、法律条例等を遵守しない熊本市長等の職務執行がなされる訳がない。依って、不存在はあり得ない。慎重審議、不服審査を請求します。

また、文書等開示請求書（第509号）の項目3に対する不存在の請求拒否の理由3. 当該請求に係る文書等は存在しないため。とあるが、同上（供給設備の技術上の基準）第十八条十六を遵守しての稼動許可認可・市政執行であれば、不存在はあり得ない。何も実地検査検証もせず、現在稼動中であり、黙認したのか？市民のあんしん安全を守る責務を放棄する職務権限があり得るのか？法律等を遵守しない熊本市長等が存在し得るとは、とても思われない。依って、不存在を取り消して、LPGタンク装置のあんしん安全を現地確認検証したとする資料等を早急に執行交付して頂きたい。

最後に、文書等開示請求書（第509号）の項目5に対する不存在の請求拒否の理由5. 当該請求に係る文書等は存在しないため。とあるが、「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件（最終改正平成12年5月30日建設省告示第1406号）」・建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第六号及び第3項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

「第1 飲料水の配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

二 給水タンク及び貯水タンク

ロ イの場所以外の場所に設ける場合においては、次に定めるところによること。

- (1) 給水タンク等の底が地盤面下であり、かつ、当該給水タンク等からくみ取り便所の便槽、し尿浄化槽、配水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する配水管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯溜又は処理に供する施設までの水平距離が5m未満である場合においては、イの(3)から(8)までに定めるところによること。」

とあり、この建設省告示に抵触した設置位置にも拘らず、LPGタンクを稼動させていることは、他に何らかの法的根拠に基づく稼動許可が存在する筈である。即諸根拠のわかる資料等を交付執行して頂きたい。

#### 第4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由として説明した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市液化石油ガス設備工事届出に関する事務については、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）及び熊本市液化石油

ガス設備工事届に関する事務処理要綱（以下この説明において「要綱」という。）に基づき処理を行っているものである。

平成26年10月16日付け不服申立てが行われた文書等開示請求拒否決定（以下この説明において「本件」という。）に係る液化石油ガス設備工事届出についても、要綱に基づき液化石油ガス設備工事の受理を行ったものであり、本件申立人が請求している「規則に違反していないと分かる配管ルート等の資料」については、敷地内配管図を含め、消防局が保有している資料（文書等開示決定通知書（平成26年8月1日付け消総発第247号）添付の「液化石油ガス設備工事届出書」）は、既に提供済みであり、本件液化石油ガス設備工事届出書の受理にあたり、他に保有する資料・文書等はないため、不存在としたものである。

また、規則第18条第16号に規定されている「液化物を排除することができる措置」については、液化石油ガス販売事業者に求められている事項であり、要綱で定める届出様式にも定められていない項目であるため、消防局において当該項目に係る資料・文書等は保有しておらず、不存在としたものである。

さらに、「LPGバルク貯槽に近接して飲料給水槽等を設置してかまわないとする資料」についても、消防局の所管事項ではなく、当該事項に係る資料・文書等は保有していないため、不存在としたもの。

以上のことより、本件申立人が開示請求の対象としている文書等について、消防局が不存在としているものは、いずれも消防局が保有するものではないか、既に開示している文書等であり、条例第11条第2項の規定により、一部文書等開示請求拒否決定を行ったものである。

なお、本件申立人が開示請求の対象としている建築物については、消防同意や使用開始届出に基づく消防検査等、適切な手続きにより処理されているものである。

## 第5 審議会の判断

### 1 申立人が開示を求めている文書等について

開示請求書及び不服申立書からすると、申立人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、熊本市西区の施設に新設されたLPGバルク貯槽についての次の文書等（以下「本件文書等」という。）である。

- (1) 供給管の埋設位置が「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」又は他の例規等を遵守していることを示す資料等（以下「本件文書Ⅰ」という。）
- (2) 供給管に、内部の液化物を排除することができる措置を講じてあるかが確認できる資料、措置が講じられていない場合には、措置を講じていないにも関わらず安心安全であることが確認できる資料等（以下「本件文書Ⅱ」という。）
- (3) 飲料給水槽に近接してLPGバルク貯槽を設置してもよいとする根拠等を示す資料等（以下「本件文書Ⅲ」という。）

## 2 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会は、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

## 3 本件文書等の存否について

### (1) 液化石油ガス設備工事届について

本件不服申立てに係るバルク貯槽を含む液化石油ガス設備工事届は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の3にその義務が規定されている。この届出は、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の規定により熊本市が処理することとなっており、熊本市液化石油ガス設備工事届に関する事務処理要綱（以下「要綱」という。）に基づき、実施機関において当該届出の受理事務を行っている。

届出書の様式は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下「規則」という。）に規定されており、この届出書の添付書類については、要綱に定められている。本件不服申立てに係るバルク貯槽に係る文書等であって実施機関が保有しているものは、この届出書及び添付書類以外にはなく、また、それらについては申立人に対し既に開示済みとのことである。

実施機関によると、この添付書類に記載された内容等に不備がないかの確認をもって、設置された液化石油ガス設備が法令へ適合するものか否かの確認を行い、必要に応じ設備工事に係る施工場所において現地確認等を実施するとのことである。またその際、届出書の内容を含めた法令への適合性について、目視等による確認を行う場合もあるとのことである。

### (2) 本件文書Ⅰについて

実施機関は、本件不服申立てに係るバルク貯槽の供給管が埋設されている敷地が、法令の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域ではないことや、同敷地に中高層建築物が建築可能と判断されていることを踏まえ、現地を確認したうえで、本件不服申立てに係るバルク貯槽の供給管の位置については規則に適合するものであるという判断をしているとのことである。

また、関係法令等を確認したところ、届出書を受理するにあたり、提出又は作成を法令又は要綱で規定されている文書等は、規則に規定される届出書及び要綱に規定される添付書類以外に存在するとは認められなかった。

したがって、本件文書Ⅰにつき、すでに開示している文書等以外で申立人が求める文書等は存在するとは認められない。

### (3) 本件文書Ⅱについて

実施機関は、本件不服申立てに係るバルク貯槽の現地確認の際に、目視により、供給管に内部の液化物が排除できる措置が講じられていることを確認しており、当該措置が講じられているか否かについては、目視により容易に確認することが可能であるため、

届出書及び添付書類にチェック項目等は設けられておらず、特に安心安全を確認できる資料等は作成していないとのことであった。

本件文書Ⅱが不存在であるとするこの実施機関の説明に不合理性は認められない。

よって、本件文書Ⅱは存在するとは認められない。

(4) 本件文書Ⅲについて

本件文書Ⅲが存在する根拠として、申立人は「建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件」を提示している。しかし、この告示は建築基準関係規定の一種であり、本件文書Ⅲに関しては所管を異にするため、本件文書Ⅲが不存在であるとする実施機関の説明に不合理性は認められない。

よって、本件文書Ⅲは存在するとは認められない。

4 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	高木	絹子
会長職務代理者		大江	正昭
委	員	馬場	啓
委	員	澤田	道夫
委	員	魚住	弘久

[参考]

### 審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成27年 3月 9日	審査庁である熊本市長から諮問を受けた。
平成27年 4月 8日	審査庁である熊本市長から請求拒否理由説明書を受理した。
平成27年 5月11日	不服申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成27年10月 8日	諮問の審議を行った。
平成27年11月19日	諮問、答申案の審議を行った。
平成27年12月25日	答申案の審議を行った。
平成28年 1月28日	答申案の審議を行った。